

勤次郎 Enterprise シリーズによるご提案

健康経営優良法人として認定される基準は？

大項目	中項目	小項目	評価項目	大規模法人部門	中小規模法人部門
1. 経営理念（経営者の自覚）			健康宣言の社内外への発信 （アニュアルレポートや統合報告書等での発信）	必須	
			健康宣言の社内外への発信及び経営者自身の健診受信		必須
2. 組織体制			健康づくり担当者の設置		必須
		経営層の体制	健康づくり責任者が役員以上	必須	
		保険者との連携	健保等保険者と連携	必須	
3. 制度・施策実行	従業員の健康課題の把握と必要な対策の検討	健康課題の把握	①定期健診受診率（実質 100%）	左記①～⑮のうち 12 項目以上	左記①～④のうち 2 項目以上
			②受診勧奨の取り組み		
			③50 人未満の事業場におけるストレスチェックの実施		
		対策の検討	④健康増進・過重労働防止に向けた具体的目標（計画）の設定		
	健康経営の実践に向けた基礎的な土台づくりとワークエンゲイジメント	ヘルスリテラシーの向上	⑤管理職又は一般社員に対する教育機会の設定		左記⑤～⑧のうち 少なくとも 1 項目
		ワークライフバランスの推進	⑥適切な働き方実現に向けた取り組み		
		職場の活性化	⑦コミュニケーションの促進に向けた取り組み		
		病気の治療と仕事の両立支援	⑧病気の治療と仕事の両立の促進に向けた取り組み（⑮以外）		
	従業員の心と身体の健康づくりに向けた具体的対策	保健指導	⑨保健指導の実施又は特定保健指導実施機会の提供に関する取り組み		左記⑨～⑮のうち 3 項目以上
		健康増進・生活習慣病予防対策	⑩食生活の改善に向けた取り組み		
			⑪運動機会の増進に向けた取り組み		
			⑫受動喫煙対策に関する取り組み（※「健康経営優良法人 2019」の認定基準では必須項目とする）		
		感染症予防対策	⑬従業員の感染症予防に向けた取り組み		
		過重労働対策	⑭長時間労働者への対応に関する取り組み		
		メンタルヘルス対策	⑮不調者への対応に関する取り組み		
	取組の質の確保	専門資格者の関与	産業医又は保健師が健康保持・増進の立案・検討に関与	必須	
4. 評価・改善		保険者へのデータ提供（保険者との連携）	（求めに応じて） 40 歳以上の従業員の健診データの提供		必須
		取組の効果検証	健康保持・増進を目的とした導入施策への効果検証を実施	必須	
5. 法令遵守・リスクマネジメント			定期健診を実施していること（自己申告）	必須	必須
			保険者による特定健康診査・特定保健指導の実施（自己申告）		
			50 人以上の事業場におけるストレスチェックを実施していること（自己申告）		
			従業員の健康管理に関連する法令について重大な違反をしていないこと（自主申告）		

勤次郎 ERP のサポート領域

ヘルス × ライフ（ストレスチェック）機能領域

ヘルス × ライフのサポート領域